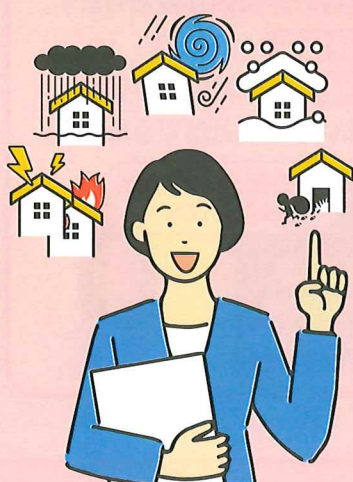


火災共済(保険)を見直しませんか?

❗ 契約内容の見直しをしていないと、こんな困った問題も…!



加入を忘れていた

加入額が少なかった

掛けすぎによる
保険料のムダ

広島県共済では、ご加入の火災共済(保険)を基に最適な補償内容でご案内いたします。

- 何年も契約内容の見直しをしていない
- 什器や設備・家財には火災共済(保険)をかけていない
- ご加入の火災共済(保険)が、どのような補償内容かわからない
- そもそも火災共済(保険)に加入しているかわからない



ひとつでもチェックがついた方は見直しを!!

ご相談・お見積もりはお気軽にお問い合わせください。

■お申し込み・お問い合わせは

因島商工会議所

〒722-2323 尾道市因島土生町 1762-38

TEL: 0845-22-2211

FAX: 0845-22-6033

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室

0120-708030

こんな時は、火災共済(保険)の見直しが必要です!!

事例
その1

ご契約モレはありませんか?

建物のみ火災保険に加入

建物に加入していれば
万一の時も安心!

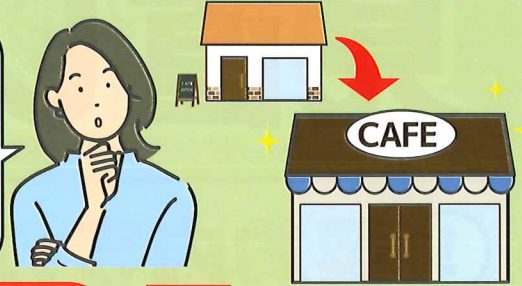


事例
その2

適正な補償額で加入していますか?

何年も火災保険の見直しをしていない

火災保険は前から
加入しているから何か
あつても大丈夫よね。



もしも火災が起きたら...

建物のみにご加入の場合、事業所内の
機械や備品などに生じた損害は、お支払
いの対象になりません。



増築や改装をすると建物の評価額が変わります。

建物の適正な評価額 に対して、
補償額(ご契約金額) が不足していると
損害額を十分にお支払いすることができません。



災害はいつどこで起こるかわかりません

火災共済に加入してしっかり備えておけば、万一の時も安心! ご相談やお見積もりは
もちろん無料ですので、この機会にぜひ現在のご契約内容の見直しをおすすめします。

現在ご加入の火災共済(保険)の見直しは広島県共済にお任せください。



広島県共済組合員相談室 【受付時間】9:00~17:00(土日祝は除きます)

0120-708030

資料請求をご希望の方や、
日中のご連絡がむずかしい方は
広島県共済HPでも承ります。



FAXの方は必要事項をご記入のうえ、送信してください。

FAX:0120-358030

氏名		<input type="checkbox"/> 資料請求したい	
事業所名	担当者	<input type="checkbox"/> 相談したい <input type="checkbox"/> 見積もりしてほしい <input type="checkbox"/> 加入したい	
住所		保険会社	現在ご加入の火災保険(共済)があればご記入ください。
電話番号 () -		保険満期日	年 月 日

(お客様の個人情報について)ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。